

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号の規定により、居住環境の維持及び向上に関し適用する認定基準

平成21年5月19日

告示第73号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号の規定により、居住環境の維持及び向上に関し適用する認定基準を次のように定め、平成21年6月4日から施行する。

次に掲げるいずれかに該当する場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に掲げる基準に該当しないものとする。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。

（1） 長期優良住宅建築等計画に係る住宅が次に掲げる区域内に建築されるものであること。ただし、当該住宅が、都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為に係るものにあつては、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域

（2） 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域内に建築される住宅（届出の対象となるものに限る。）にあつては、当該計画に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に関するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により市が条例で定めたものを除く。）に限る。）に適合しないものであること。

（3） 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内に建築される住宅にあつては、当該景観計画に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に関するもの（当該住宅の建築が景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為に該当する場合にあつては、形態意匠の制限に関するものを除く。）に限る。）に適合しないものであること。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。